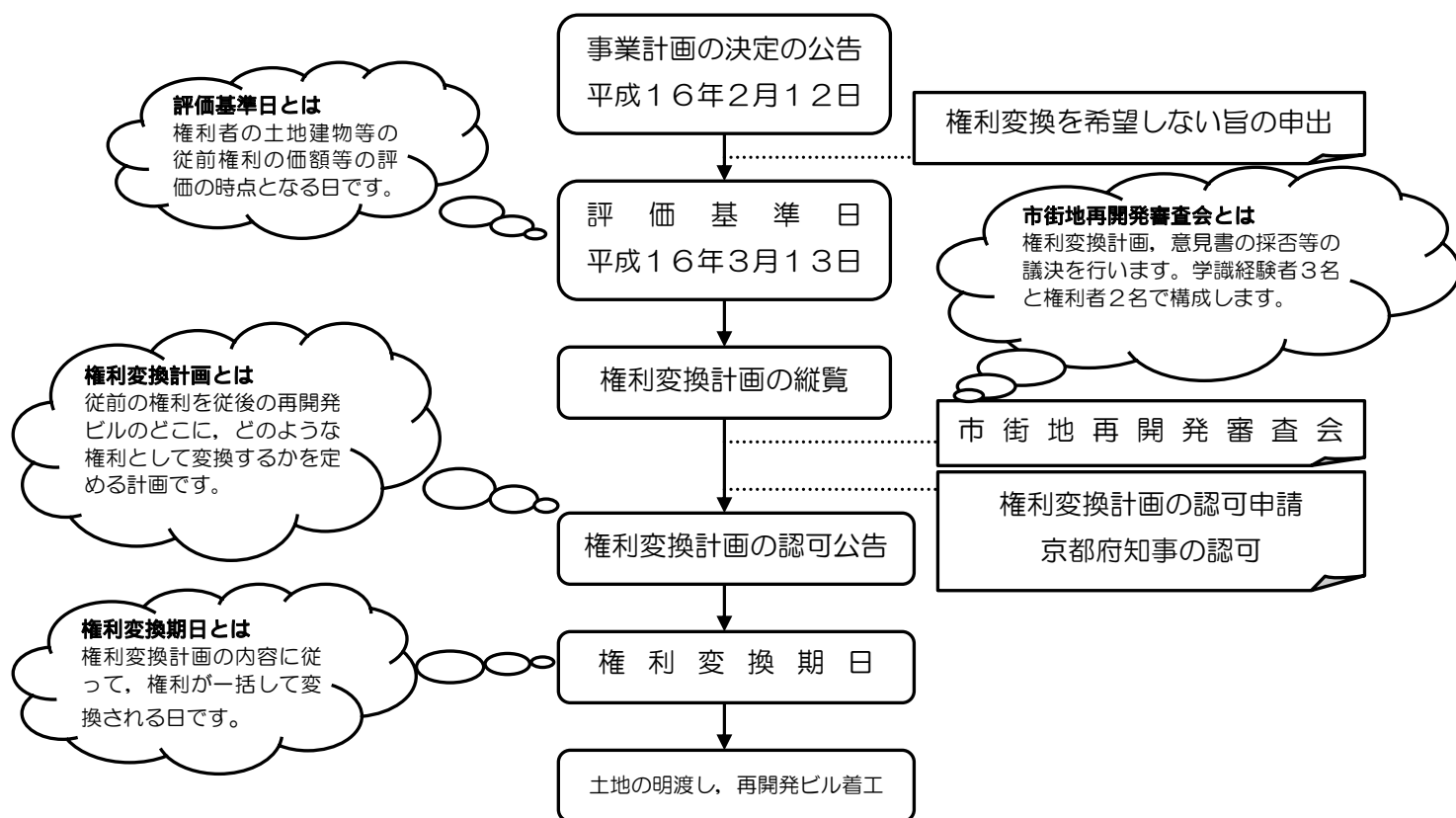


うずまさ

市街地再開発事業の事業計画が決定されました

日頃は、天神川駅（仮称）周辺整備事業に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、平成15年12月12日から同月25日まで太秦東部地区第一種市街地再開発事業の事業計画を縦覧したところ、意見書の提出がなかったので、修正を加えず原案のとおり事業計画を決定しました。
（裏面に事業計画の概要を掲載）
今後の市街地再開発事業スケジュールは、次のとおりです。



権利変換を希望しない旨の申出について

再開発事業区への申出換地をされた方は、再開発ビルの床の権利を取得することを希望せず、金銭の給付を希望し、又は自己の有する建築物等を他に移転すべき旨を京都市に申し出ることができます。

申出期間 平成16年2月12日から同年3月12日まで

事業計画の決定による制限について

市街地再開発事業の事業計画の決定により、再開発事業の施行地区内において建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行う場合は、京都市長の許可が必要です。また、施行地区内の土地及び建築物の権利を処分するには、京都市の承認が必要になります。

太秦東部地区第一種市街地再開発事業の事業計画の概要

1 事業の名称及び種類

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業

2 事業施行期間

平成16年2月12日から平成21年3月31まで

3 施行地区

京都市右京区太秦下刑部町
及び同区太秦安井松本町の各一部

4 施行地区の面積

8,760.14㎡

5 施行者の名称

京都市

6 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地
京都市役所内

7 事業の目的

- ・地下鉄東西線の二条から天神川までの西伸に伴い、地下鉄整備の効果を最大限生かした右京区の新たな拠点をつくる。
- ・公共公益施設や利便性の高い都市型住宅等からなる施設建築物を整備し、右京区の「顔」としてふさわしい街並みづくりを目指す。
- ・右京区の交通結節点における賑わい空間を創出する。
- ・土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。



8 施設建築物の設計の概要

機能

- ・利便性に優れた市民生活に身近な施設
- ・文化、スポーツ活動の拠点施設
- ・誰もが気軽に立ち寄れる施設

特徴

- ・緑に包まれた施設づくり
- ・気軽に集える交流の場づくり
- ・わかりやすい施設づくり
- ・環境共生の施設づくり

施設建築物の規模及び構造

建築面積	6,912㎡
延べ面積	34,383㎡（容積対象面積28,350㎡）
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（住宅部分は、鉄筋コンクリート造）
階数	地上5階、地下1階（住宅部分は、地上8階、地下1階）
高さ	最高高さ24.9m
容積率	323.62%
建ぺい率	78.90%
主要用途	右京区総合庁舎、右京地域体育館、右京中央図書館（仮称）、店舗、業務施設、駐車場、分譲住宅（56戸）